平成２１年（フ）第４８３号
静岡県浜松市中区和合町936番地の551
ニューシティーマーガレット　203、前住所
静岡県浜松市中区富塚町28番地　邦安荘参２―Ｄ
債務者　菊地伊津美
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月４日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第４９９号
静岡県浜松市南区小沢渡町1126番地
債務者　松島　大介
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月４日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第１７６６６号
東京都八王子市南大沢３丁目15―１―108
債務者　齋藤　妙子
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月８日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７７３２号
東京都世田谷区桜丘４丁目26―18―101
債務者　福井　重昭
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９３６号
東京都杉並区下高井戸１丁目26番18号エントピア桜上水207
債務者　田代　麻美
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月９日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第９４５号
東京都東久留米市滝山６丁目１番25―404
債務者　中里　弥恵
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月９日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第５０号
島根県益田市あけぼの東町16番地７
債務者　新井　義則
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月10日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

平成２１年（フ）第５５号
島根県益田市向横田町ロ395番地１
債務者　田中　　良
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月10日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

平成２１年（フ）第１０２７号
東京都足立区中川１丁目１番12号第一楽々荘
債務者　田中　　實
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月10日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１０４９号
東京都江戸川区平井１丁目12番20号
債務者　倉根　英子
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月10日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１０８８号
東京都八王子市暁町１丁目32番７号紫野ハイツ101号
債務者　木代　正行
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月10日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１０８９号
東京都八王子市暁町１丁目32番７号紫野ハイツ101号
債務者　木代　吉子
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月10日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１６９号
秋田県横手市大沢字前田115番地13
債務者　丹　　光男
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月17日午前11時
秋田地方裁判所横手支部

平成２１年（フ）第１９３号
山口県周南市秋月３丁目13番１号さくらパラッソ秋月105号
債務者　森本　洋一
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月19日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第４８１号
静岡市葵区諸子沢595番地
債務者　平石　　透
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５５６号
静岡市葵区北1747番地の６、旧住所静岡市葵区北372番地　県営羽高団地22―658号
債務者　森田　益男
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部